

- 一 技藝師後、館主半減員相之
- 一 別視後業員有之場合、從業員上相取上并用之
- 一 從業員ノ控(室)受備又
- 一 從業員ノ出入口受備又
- 一 館主發源後、場合有事件ノ引継、館主後業員合議上トス
- 一 争議中ノ給料全額支給ス
- 一 館主家族ノ見舞金トシテ金(四〇〇〇円)也支給ス

昭和九年八月一日 江東館主

館主側人

石井勇吉(印)  
森生文雄(印)  
湯川善太郎(印)

合園東町通組合代表

從業員代表

伊波右馬(印)  
濱邊義二(印)  
南浩(印)  
白河男(印)  
高澤大(印)  
石川達見(印)

調停者

警視廳調停課 警部 正下 澤(印)  
深川平路警署署長 警部補 大和田米三郎(印)

労務第二十七〇〇号

昭和九年七月三十日

警視廳總監 藤沼左平

内務大臣 後藤文太 殿  
社 會 局 長 官 殿

昭和九年八月一日 勞働争議ニ関スル件 發生ノ解決

發生七二三 解決七二四  
使用勞働者一六  
争議参加者 全費  
關係勞働組合 日本映画同人同

9. 7. 31  
5481

要旨

一 館主八月上旬(八月)給料小割(以下四名)他館ニ轉セシメタルニ之レニ感セザレタス本月  
十九日強制引渡ノ理由ヲ右四名ノ館主ニ之レニ全日臨時雇員ニ名ヲ用テ理由ニ解釋セリ  
一 從業員八館 労働争議ノ不利益ニ鑑ミ特ニ本館在ハ全從業員同シニ交渉スルニ至ラズ日本映画同盟會  
一 館主側人ニ之レニ交渉スルニ依リテ被館在者全員復職スルニ對シ別見別取示談書ヲ送リ解決スリ

從業員解雇ニ發端シ本月二十三日標記映画館ニ勞働争議發生シ  
翌三十四日別取示談書ヲ送リ解決シタルノ状況左記ノ通リ